

## 弘前地区中学校体育連盟

### 大会実施上の COVID-19 感染拡大予防ガイドライン

本ガイドラインは、「学校の新しい生活様式」(文部科学省)、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(スポーツ庁)及び「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(日本スポーツ協会・日本障がい者スポーツ協会)「(公財)日本中学校体育連盟全国中学校体育大会実施上の COVID-19 感染拡大予防ガイドライン」「東北中学校体育連盟大会実施上の COVID-19 感染拡大予防ガイドライン」「青森県中学校体育連盟大会実施上の COVID-19 感染拡大予防ガイドライン」等を踏まえて、現段階で得られている知見等に基づいて作成しています。

今後の知見の集積及び新型コロナウイルスの感染状況により、随時見直すことがあり得ることにご留意ください。

- 1 趣 旨 新型コロナウイルス感染症の拡大を未然に防ぐための大会運営上の対応方法を具体的に示す。また弘前地区中学校体育連盟(以下、中体連)が主催する大会において新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について示し、万全を期す。
- 2 目 的 新型コロナウイルス感染症の発生に関しては、大会運営者だけでは対応しきれない内容がある。関係競技団体や弘前市教育委員会(以下、市教委)などの機関と連携をとりながら進め、適切に対応することを目的とする。
- 3 対 応 (1)中体連事務局は大会準備・開催期間中ならびに大会終了から2週間程度、関係機関と連絡できる体制を整える。  
(2)緊急事態発生の対応窓口は、中体連事務局とする。  
(3)緊急事態の内容によっては、市教委の助言に従い対応する。
- 4 大会実施に当たっての基本的な考え方

- (1)感染源を絶つ
- (2)感染防止の3つの基本
  - 1) 身体的距離の確保 2) マスクの着用 3) 手洗い・消毒等の徹底
- (3)3つの「密」(密閉空間、密集場所、密接場面)の回避
- (4)安全な活動環境等の確保

## 5 大会実施時の感染防止策

### (1) 感染源を絶つ

- 競技本部は、発熱・倦怠感・咳・咽頭痛・息苦しい等の諸症状や臭覚・味覚の異常などがある選手や引率者等を大会に参加させないことを徹底する。
- 中体連は、参加校等に「入場許可チェックシート（様式1～3）」の記入を求め、各参加校、部活動ごとに選手や引率者、保護者等の体調を確認するとともに、審判、役員等の体調も確認する。  
※審判・役員等には委嘱状等の送付に併せて「入場許可チェックシート（様式3）」も送付し、当日記入済みのものを受け取る。  
※チェックシートは競技本部が回収し、中体連事務局に届ける。大会終了後、中体連事務局は1ヶ月程度保管し、期間経過後責任をもって破棄する。
- 競技本部は、大会中、選手や引率者等に体調不良がある場合は競技本部に申し出るよう場内アナウンスや監督者会議等で促す。
- 引率者等は、集合時、更衣後、ウォーミングアップ終了後、試合前後、昼食時、解散時等、こまめに選手の体調不良の有無を確認する声かけを行うなど、集合時から解散時まで選手の健康観察を徹底する。
- 競技本部及び引率者等は、大会中に選手等の体調不良を確認した場合、大会救護係や医療機関及び保護者等と連携し、当該選手の体調を確認するとともに、安全に帰宅させるなどの対策を講じる。また、体調不良者を一時的に休ませる必要がある場合は他者と接しない個室等で休ませることとし、競技本部はこれに必要なスペースを事前に準備しておく。スペースの確保に関しては施設管理者と事前に確認をしておく。また競技本部は中体連事務局に速やかに報告すること。
- 中体連及び競技本部は、無観客での大会実施や観客の入場制限を行う場合、事前に周知し、当日も会場入口などにその旨の掲示などを行う。必要があれば受付を設置し、入場を規制する。

### (2) 感染防止の3つの基本

#### 1) 身体的距離の確保

- 開閉会式・表彰は実施しないか、感染防止対策を講じ、簡略化すること。
- 競技本部は、監督者会議等を実施する場合、人と人との間隔が、できるだけ2メートルを目安に最低1メートル空くよう、工夫をする。
- 引率者等は、集合時、待機中、休憩中及び食事中などにおいて、選手同士の間隔が、できるだけ2メートルを目安に最低1メートル空くように指導する。
- 競技本部及び指導者等は、試合前後の挨拶等は簡略化し、対戦相手や審判等との握手、選手は仲間と手をつないだり肩を組んだりして行う円陣、ハイタッチなどの実施を制限する。また、卓球に見られる「ラケットを対戦相手に渡して確認する」などの行為も「渡さずに見せ合う」などの工夫をするなど、各競技において必要な感染予防策を講じる。
- 参加者全員が飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避ける。

#### 2) マスクの着用

- 競技本部は、選手、引率者等及び大会関係者にマスク等を準備させ、大会中は、

競技等実施時及び食事中等を除いて、基本的にマスク等を着用し、咳エチケットを徹底するよう指示をする。ただし、活動中や気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう選手に指導する。その際、不必要な会話や発声を行わず、他の生徒との距離を2メートル以上確保するよう指導する。

- マスク等を着用して運動を行う場合には、同じ運動であっても、身体へ高い負荷がかかり、低酸素症や熱中症などのリスクが高まるため、引率者等は、会場の気温や湿度に注意しながら、選手の健康観察を行うとともに、こまめに給水をさせる。その際、給水用のコップ等を共用させない。

### 3) 手洗い・消毒等の徹底

- 競技本部は、選手、引率者等及び大会関係者が、こまめに手洗いを行えるよう、利用する施設と連携し、手洗い場に十分な量の石けん等を設置するとともに、場内アナウンス等で選手や引率者に手洗いを促す。
- 競技本部は、手洗い場等に「手洗いは30秒以上」の掲示をする。来場者には事前に手洗い後に手を拭くための「マイタオル」を持参するよう周知する。
- 引率者等は、集合時、更衣後、ウォーミングアップ終了後、試合前後、昼食前後、解散時等、こまめに流水と石けんを手洗いを行うよう選手に指導する。
- 競技本部は可能な限り、会場の出入口付近等複数箇所に手指消毒液を設置する。
- 競技本部はトイレやドアノブ、手すりなどをこまめに消毒する体制を整え、消毒を実施する。
- 競技本部は、飲みきれなかった飲料等を自宅に持ち帰り処分するよう、選手等に周知する。

### (3) 3つの「密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避

- 入場可能人数（範囲）については、利用する会場や施設の状況、各専門部の選手数等を考慮し判断する。
- チームでまとまって会場へ移動する場合、引率者等は、バス等の車内が、密閉空間にならないよう、運転手と連携し定期的に換気をしたり、1台に乗車する人数を減らしたりするなどの工夫をする。
- 競技本部は、更衣室で選手が密集しないよう、一度に利用できる人数を制限し明示する。また、更衣室内に選手同士の間隔ができるだけ2メートルを目安に最低1メートル空くよう目印テープを貼付するとともに、更衣室の換気扇を常時運転したり、換気用の小窓を開けたりするなど、換気を実施する。
- 中体連事務局は観戦者の制限について、今後の情勢を鑑みながら、市教委と協議しながら判断する。
- 競技本部は、屋内で実施する競技において、会場内で人が密集しないよう、一度に会場に入れる人数や学校数等を制限するなどの工夫をする。

※屋内競技においては収容率の50%以内での実施を目安とする。

※試合時間に合わせた会場入りや試合終了後の速やかな会場からの退場をアナウンスし、周知徹底する。

- 試合時間を待つ選手やチームがいる場合は、可能な限り屋外の風通しの良い場所で待機してもらうよう、事前に場所等を決めておく。
- 競技本部は、屋内で実施する競技においては可能な限り、窓を開放した状態で試合を行う。窓の常時開放が難しい場合でも、1時間に2～3回程度、会場のドアや窓を開け、換気を行うなどの工夫をする。その際、会場の窓等の開閉が困難な場合は、利用する施設と連携し、換気設備を適切に運転する。この場合においても、1時間に2～3回程度、会場入口等を開け換気を行うなどの工夫をする。
- 競技本部及び引率者等は、試合会場のベンチや食事をする場所について、できるだけ2メートルを目安に最低1メートル空くよう、選手同士の間隔を取らせ、対面をさけ、会話は控えるよう指導する。
- 保護者等の応援を認める場合には、保護者同士の間隔を1m以上確保する。可能な限り、あらかじめ応援席等のスペースに目印を置く等の対応をとる。また、発声をしての応援等を行わないよう注意喚起する。
- 参加者は、試合前の練習場所や更衣室等、また食事や集団での移動の際の3密（密閉、密集、密接）を避ける。

#### (4) 安全な活動環境等の確保

- 顧問等は、大会に参加する選手及び保護者に対し、参加に当たっての注意事項等を事前に説明し、「同意書（様式4）」及び「入場許可チェックシート（様式1～3）」を提出させる。同意書は顧問保管、入場許可チェックシートは競技本部に当日提出（毎日）する。また、参加者及び来場者全員に「新型コロナウイルス感染拡大防止のための参加者心得（別紙1）」を配布し、注意を呼び掛ける。
- 社会体育施設を利用して大会を実施する場合は、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（スポーツ庁）に則り、感染拡大予防対策について、事前に施設と打合せを行う。
- 競技本部は各競技特性に応じた、適切な感染防止策を講じる。
- 大会期間中、体調不良や救急搬送等の事態が発生し、保護者の意向聴取や速やかな対応を求められることも考えられるため、保護者についても「入場許可チェックシート（様式2）」を記入の上、来場ごとに競技本部に提出する。

## 6 新型コロナウイルス感染症発生（疑い）時の対応

### (1) 大会参加前に参加予定校において感染者等が発生した場合

#### 1) 当該校の対応

- ① 校長は、表1の対応一覧にもとづき、弘前地区中体連会長へ報告する。  
 ※臨時休校期間（学年閉鎖・学級閉鎖含む）中は当該校の生徒・教職員（部活動指導員を含む）・外部の指導者（以下「生徒等」という。）の大会参加を認めない。
- ② 顧問は大会運営側に登録の変更を連絡する。  
 ※チーム、団体戦において既定人数に達しない場合、出場できないこととなる。  
 ※監督等が表1の対応一覧A、B、Cのいずれかとなった場合を含む。  
 ※大会申込終了後であっても、大会運営側は変更届などで対応する。

## 2) 大会運営側の対応

- ・中体連事務局は各専門部と連絡を取り、速やかに対応について確認する。
- ・新型コロナウイルス感染症を起因とする欠場に関して、組み合わせの変更は原則行わない。

## 3) その他

- ・合同チーム編成校に感染者等が発生した場合は、個別に対応するものとする。
- ・上記の基準に加えて、校長判断での欠場はあり得る。その際、大会運営上の扱いは出場停止と同じ扱いとする。

新型コロナウイルス感染等を起因とする出場停止措置（表1）

生徒等の状況	対応
A:感染者である	・当該生徒等については、保健所の指示による自宅等における療養期間中、外出自粛期間中の大会参加を認めない。
B:濃厚接触者である	
C:P C R検査等の対象者である	・当該生徒等については、結果判明前の大会参加を認めない。（あくまでも保健所の指示に従うこと）

※生徒等：生徒、教職員（部活動指導者を含む）、外部の指導者

※「入場許可チェックシート（様式1）」の確認事項で抵触する事項がある場合には、大会参加の自粛を要請する。

## (2) 大会期間中に発症疑い（発熱や体調不良等を含む）の場合

### 1) 検温を実施する。

※原則として当該選手の引率者等が行う。

### 2) 症状が芳しくない場合は引率者、保護者に連絡を取り、帰宅を促し、医療機関での受診を勧める。発熱がある場合は「主治医に連絡し、受診する」「発熱外来に連絡し、指示を受ける」など具体的な保護者の意向を確認し、引き渡す。

### 3) 一時的に休憩が必要な場合や、保護者に引き渡すまでに時間がかかる場合には他者と接しない場所で休ませる。

※別室で休ませる場合の付き添いに関しては当該選手の引率者等が行う。

（救護係が試合会場から長時間離れることを防ぐため）

### 4) 医療機関への搬送があった場合、専門部委員長（副委員長）は第1報を中体連事務局へ入れる。また、その後の経過についても連絡・報告する。（「事故報告書様式5」）。

※時系列など詳細については「事故発生時記録用紙(別紙6)」を活用し、記録する。

### 5) 体調不良者の同学校の選手・関係者の健康観察を行う。

### 6) 体調不良者が待機（観戦など）していた場所の周囲にいる生徒等の待機場所を移動させる措置をとる。

### 7) 新型コロナウイルス感染症の発症が確認された段階で感染拡大を防ぐ意味で出席停止扱いとする。詳細は表1に準ずる。

- 8) 発症した選手のその後の対応は、所属する学校が行う。
- 9) 発症した選手（または所属するチーム）と対戦した選手（チーム）への連絡等は競技本部が行うことを原則とし、その内容によっては中体連事務局が行う。
- 10) 大会運営に関わる機関への連絡は中体連事務局が行う。
- 11) 競技本部は医療機関への搬送等の有無に関わらず、体調不良者が出た場合、当該顧問が選手等から回収した入場許可チェックシートをもとにすぐに情報提供できるように整えておく。

●「新型コロナウイルス感染症コールセンター」（青森県内24時間受付）

TEL 0120-123-801（土日・祝日含む）

### (3) 大会終了後に感染した場合等

※この場合には「感染した場合」「濃厚接触者に特定された場合」「PCR検査等の対象者である場合」が含まれる。（定義については表1を参照。）

※大会終了後2週間までは参加校全てで健康観察を継続することを前提とする。

- 1) 当該選手への対応は所属校が行う。
- 2) 当該選手の所属校長は第1報を中体連会長へ入れる。
- 3) 中体連は当該選手の参加した競技専門部委員長に速やかに連絡を入れる。専門部は当該選手の所属校からの求めに応じて、大会参加時の組合せ（対戦相手等がわかるもの）、その他当該選手の当日の動きに関して把握できる記録等の資料の準備をする。
- 4) 中体連は市教委とも連絡をとり、助言を受ける。
- 5) その他必要に応じて関係機関と情報共有し、感染拡大防止に努める。

※上記(1)～(3)の対応は大会終了後2週間までの対応とする。その後の対応については、当該選手の所属校において行うものとする。

※本項に該当する状況が発生した際の、個人情報については厳重に管理すること。また感染者となった生徒の所属する部活動顧問においては、所属校長に必ず相談の上、関係機関（中体連含む）に相談・報告すること。

※競技専門部は、新型コロナウイルス感染等を起因とする出場停止措置（表1）があった場合に、その選手（チーム）の欠場理由について十分配慮して伝達すること。

例)学校事情により 体調不良により 等

## 7 大会中止の判断について

- (1)国または県が緊急事態宣言を発令した場合。また、まん延防止等重点措置が弘前市に適用された場合。
- (2)市教委から大会中止の要請が出た場合。
- (3)大会開催前の段階で、安全な大会運営に疑念が生じる場合は、大会までの期間に応じて参集範囲を定め、判断する。※表2参照
- (4)文部科学省【「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準】や内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室【イベント開催制限の段階的緩和】などを参考として、総合的に判断する。

中止判断に係る参集範囲と参加料の返金について（表2）

	大会までの期間	参集範囲	参加料の返金等
ア	会期2週間前まで	中体連会長・副会長・事務局・各競技専門部会長・同委員長	原則返金 (下記8参照)
イ	会期2週間前から会期前日・当日	中体連会長・副会長・事務局	

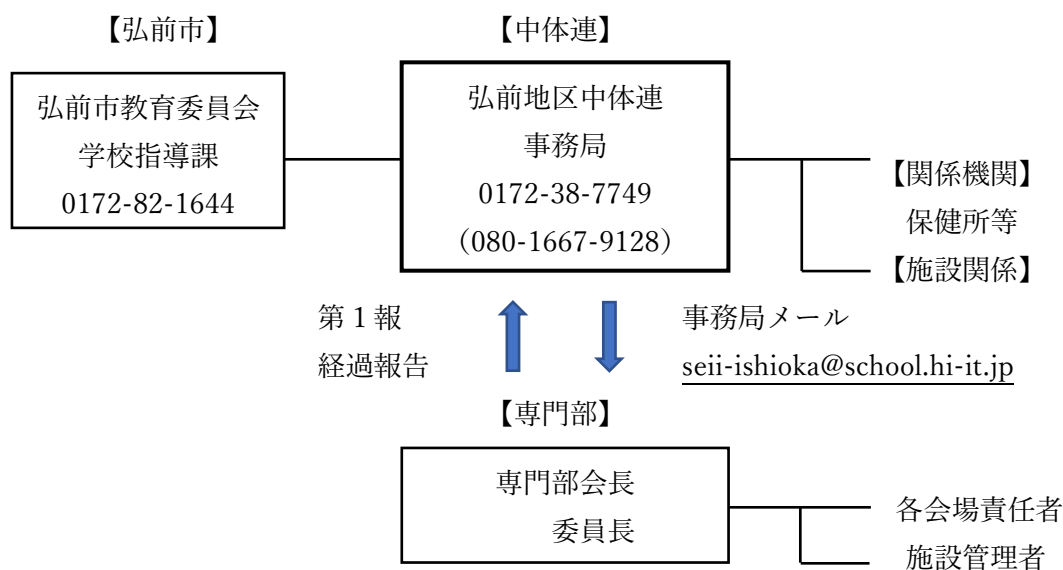
※イにおける最終判断は中体連会長が行う。

## 8 大会中止となった場合の参加料の取扱

- (1)参加料は原則返金とする。ただし場合によっては一部返金、または返金しない可能性もある。
- (2)大会開催準備に係る経費等で既に支出がある場合は、その経費を算出し、差額分を参加者へ返金する。  
※上表2参照

## 9 体制

### (1)連絡系統



### (2)報道対応 報道に関する窓口は原則として中体連事務局とする。

- 1)同日に複数会場で感染（疑い）が発生した場合は当該競技専門部でそれぞれ対応し、中体連事務局も手分けをして対応する。
- 2)中体連事務局は市教委・保健所等に連絡報告し、助言の下対応を進める。
- 3)当該競技専門部は正確な情報の収集と情報提供を行う。